

# 令和7年度 宮城県立気仙沼支援学校高等部入学者募集要項

宮城県立気仙沼支援学校

## 1 選考方針

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害がある者に対し、本校の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長から提出される調査書及び本校で実施する諸検査等の結果に基づいて、総合的に判断する。

## 2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害(※1)がある者で、令和7年3月末日までに、中学校、特別支援学校(知的障害)中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者

(※1)「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

<留意事項>

- 1 ①中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校(知的障害)(高等学園を含む)を志願する場合は、特別支援学級(知的障害)在籍が条件である。  
②ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級(知的障害以外)に在籍している場合は、知的障害を証明する書類(療育手帳の写し等)又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類(就学支援委員会資料の写し等)を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。
- 2 宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。
- 3 出願できる特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等是一个の学校に限るものとする。出願した学校に合格した場合には、公立高等学校の第一次募集及び公立特別支援学校の第二次募集を併願することは認めない。また、第二次募集で合格した場合は、他の公立学校に出願することはできない。
- 4 特別支援学校高等部及び支援学校高等学園等に出席できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

## 3 募集定員 普通科 19名

## 4 出願手続き

(1) 出願に必要な書類等

①入学願書(本校所定のもの)(様式1)

②調査書(出身学校長の証明するもの)(様式2)

※パソコン等で作成する場合は、本校ホームページから書式をダウンロードし、両面印刷となるよう留意すること。また、指定の枠を変更することなく、その枠内で記入すること。

<本校HP> <https://keyou.myswan.ed.jp>

③個人調査書(本校所定のものに保護者が記入し、本人の写真(4cm×3cm)を添付する)(様式3)

④療育手帳の写し等又は知的障害があると判断したことを証明する書類を添付した市町村教育委員会教育長の証明書(知的障害の特別支援学校・知的障害の特別支援学級在籍以外の出願者)

⑤返信用封筒

※出願書類の提出を郵送により行う場合及び選考結果に係る通知書の郵送を希望する場合、それぞれの返信用封筒(出願受理後受検票返送用:長形3号、結果通知用:角形2号)に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記すること。

(2) 出願期間及び手続き

令和6年12月12日(木)から令和6年12月26日(木)午後4時まで

- ・書類をとりまとめ、本校宛に郵送又は直接持参すること。郵送の場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書きすること。

- ・受付時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、土曜日と日曜日は受け付けない。郵送する場合であっても、受付最終日の午後4時までに必着のこと。

## 5 入学選考

- (1) 選考日 令和7年1月16日(木)
- (2) 場 所 宮城県立気仙沼支援学校
- (3) 選考方法 出願書類、諸検査(個別検査等、面接)、観察の結果により総合的に判断する。
- (4) 日 程 8:40～ 8:50 受付  
9:00～ 9:05 選考要領の説明  
9:10～12:00 諸検査(個別検査等、面接)  
※選考日は、保護者同伴のこと。  
※面接は保護者同伴で実施する。  
※各自、諸検査(個別検査等と面接)が終了した時点で選考は終了となる。
- (5) 持ち物 受検票、筆記用具(鉛筆2本、消しゴム)、運動着、運動靴(上靴)

## 6 追検による選考の実施について

- (1) 第一次募集選考日当日に欠く学校で実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。選考日は令和7年1月20日(月)とする。
- (2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
  - ①インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
  - ②その他やむを得ない事由のある者
- (3) 第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、本校校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。
- (4) 追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続きは以下のとおりとする。
  - ①やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身中学校長へ速やかに連絡する。
  - ②当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、本校校長へ電話等で連絡する。
  - ③当該出身学校長は、令和7年1月17日(金)午後5時までに、追検による選考申請書(様式第7号-1)に証明書類等を添付し、本校校長へ持参又は郵送する。
  - ④申請書及び証明書類等を受理後、本校校長が申請書類を審査の上、追検による選考の可否を判断し、当該中学校長宛てに追検による選考受検許可証(様式第7号-2)を送付する。
  - ⑤追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。
  - ⑥追検による選考に関する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

## 7 合格発表

- 令和7年1月23日(木) 午後3時  
本校玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、出身学校長を通じて本人に通知する。  
※本校の入学選考では、教科の学力検査は実施しないため、簡易開示の対象とはならない。

## 8 教育相談

- 令和6年11月25日(月)～令和6年11月29日(金)  
なお、相談日時については、受付後、出身学校を通して電話連絡等にて調整する。  
出願書類等は、教育相談の際に、学級担任を通して出身学校長宛に配布する。

## 9 その他

- 第二次募集がある場合は、本校ホームページ上のみで詳細を知らせる。

## 10 提出先及び問合せについて

- <提出先>〒988-0141 宮城県気仙沼市松崎柳沢216-7  
宮城県立気仙沼支援学校長 佐藤 進
- <問合せ> 教頭:河原 希代子 高等部主事:三浦 絵里子
- TEL 0226-24-3019 FAX 0226-24-4519